

住民税・所得税の申告情報(第1回)

☎ 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

年が明ければ申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

所得税還付申告は、令和3年1月から諏訪税務署で申告書を提出することができます。申告期間中はどの会場も大変混雑しますので早めの申告をおすすめします。

① マイナンバー(個人番号)関係

平成28年分以降の確定申告書等の提出から、本人および扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載、番号確認書類および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認 関係】

○マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方

マイナンバーカードまたはその写しをご用意ください。

○マイナンバーカードをお持ちでない方

下の①、②からそれぞれ1点ずつ(写し可)をご用意ください。

①通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)

②運転免許証または身体障害者手帳、パスポート、在留カードなどの本人確認書類

(顔写真付きでない本人確認書類を提出する場合は、“公的医療保険者証と年金手帳”など2種類以上が必要です。)



【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

○控除対象配偶者および扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です

写しの添付は必要ありませんが、申告書へマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民票等によりマイナンバーの確認をお願いします。

② 収入・所得に関する証明書や書類

○給与・賃金や公的年金に関するもの

・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本
給与等の支払者(事業所等)や、日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から受け取った原本が必要です。(「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」ではありません)

○雑所得・事業所得に関するもの

・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など
事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

○生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」

・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人・保険料負担者・被保険者との関係により、税の種類が異なります。

③

○社会保険料控除に関するもの

・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」

・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者(国保の場合は世帯主)へ、2月上旬までに役場から「納付済額のお知らせ」を送付します。

○生命保険料(一般・介護医療・個人年金)や地震保険料控除に関するもの

・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。地震保険は、一つの損害保険に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方がある場合、本人の選択によりいずれか一方のみが適用となります。

○医療費控除に関するもの

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。平成29年～令和3年分の申告について、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制の適用ができます。従来の医療費控除制度との併用はできませんので、どちらを適用するか選択してください。

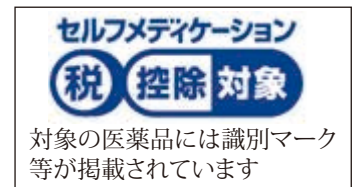
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医師・歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入が10万円または所得の5%を超えるとき 高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中・高校生の保険診療による医療費は、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。
セルフメディケーション税制	<ul style="list-style-type: none"> 申告者が健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っており、特定の一般医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費が1万2千円を超えるとき <p>〈一定の取り組みとは〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合・市町村国保等が実施する健康診査(人間ドック、各種検診等) 予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種) 勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診) 特定健康診査(メタボ検診)又は特定保健指導 市町村が実施するがん検診 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> } いずれか一つに該当 </div>

【医療費控除により控除を受ける場合】

- 医療保険者が発行する「医療費通知」
- 令和2年中に支払った医療費や薬代のレシートまたは領収書、介護サービスの費用の領収書から作成した「医療費控除の明細書」
(介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象とならないものもあります。詳しくは、利用した施設や住民福祉課介護高齢者係(☎62-9133)へお問い合わせください。)

【セルフメディケーション税制による控除を受ける場合】

- 一定の取り組みを受けた結果、発行される「領収書」または「結果通知表」
(氏名、一定の取り組みを行った年、保険者・事業者もしくは市町村の名称、医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたもの)
- 令和2年中に支払った、特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品)等のレシートまたは領収書から作成した「セルフメディケーション税制の明細書」
(レシートまたは領収書に商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品であること、販売店名、購入日が記載されたもの)
※具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご確認ください。



◆医療費控除に使用したレシートまたは領収書は、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

○配偶者控除、扶養控除、障害者控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、以下の条件を満たす場合には、控除が受けられます。控除を受ける場合は、扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。また、申告の際には扶養している方のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。ご用意ください。

- 令和2年12月31日現在で生計を一にしている
- 扶養している方の年間の合計所得が48万円以下
- 他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない(重複して控除は受けられません)
- 扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない

・「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受ける方は、住民福祉課介護高齢者係で発行される認定書を毎年必ず財務課町民税係まで提出してください。